

広島県教育委員会会議録

平成30年2月9日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成30年2月9日（金） 13：00開会

15：00閉会

1 出席者

教育長	下	崎	邦	明
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教	育	次	長	佐	藤	隆	吉		
管	理	部	長	畦	地	博	之		
参			与	北	川	千	幸		
理			事	榊	原	恒	雄		
特	別	参	与	山	中	伸	一		
総	務	課	長	大	内	貞	夫		
秘	書	広	報	室	長	佐	藤	哲	義
教	職	員	課	長	福	嶋	一	彦	
施	設	課	長	江	原		透		
文	化	財	課	長	加	藤	謙		

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第4号議案	広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正について	1
日程第3	報告・協議1	平成31年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について	4
日程第4	報告・協議2	平成29年度「授業の匠」認証者の決定について	6
日程第5	報告・協議3	広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について	8
日程第6	報告・協議4	県立学校施設長寿命化方針（案）について	8
日程第7	第1号議案	平成30年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	11
日程第8	第2号議案	知事の専決処分に対する意見について	11
日程第9	第3号議案	事務局職員人事について	11

下崎教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。会議録署名者として、志々田委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

下崎教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第2号議案は議会提案前の内部検討を行うものであり、また、第3号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

下崎教育長： ほかに御意見はありますか。

(な し)

下崎教育長： それでは、ただ今の細川委員の発言について採決をいたします。

第1号議案の平成30年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案の知事の専決処分に対する意見について、第3号議案の事務局職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

下崎教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正

について

下崎教育長： それでは、第4号議案、広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正について、加藤文化財課長、説明をお願いします。

加藤文化財課長： 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正について御説明を申し上げます。

「1 改正内容」を御説明いたします。現状では、両館とも月曜日が休館日となっておりますが、祝日の場合、開館をしております。その際、休館日の代替日は設けておらず、その週は休館をいたしません。これを改正いたしまして、開館した月曜日以後、最も近い平日を代替日として休館するようにいたしたいと思えます。

次に、「2 改正理由」を御説明いたします。休館日を毎週必ず設けることにより、展示資料を休ませることができるといふ資料の保存上の観点、それから、職員の出勤日ができるだけ分散させず、館の業務効率を向上させる観点、この二つの面から改正を行うものでございます。

資料保存の観点では、歴史博物館は平成30年度から菅茶山関係資料が常設展示となりますけれども、手紙や書画など、脆弱な材質の資料が多く、できるだけ定期的に休ませることが必要だと考えてございます。

また、館の業務効率の向上の観点につきましては、資料4ページを御覧ください。

「1 勤務の割振状況」を御説明いたします。教育委員会の事務局では、閉庁日である土・日曜日に全員が休みますけれども、館では休館日が月曜日1日だけのため、①通常の例(現状)の表のように、職員は、休館日は休みますけれども、あともう一日の休日は分かれて休みを取ることになります。しかし、②月曜開館の例(現状)の表のように、月曜日を開館し、休館しない場合、職員が半数しか出勤しない日が週6日間発生をいたします。業務上の連絡、調整等に少なからず影響が出て参ります。これを③の表の

改正案のように、休館日の代替日を例えば火曜日に設けた場合、職員が半数しか出勤しない日は週4日となり、業務効率が少し改善できるものと考えてございます。

また、「2 他の類似施設の状況」を御覧ください。中国地方の県立博物館、あるいは②に示しました周辺文化施設、福山市の文化ゾーンの各施設は、全て月曜開館の際の代替日を設けてございます。この改正によりまして、平成30年度の場合は8日間、館の開館日が減少いたしますけれども、改正を広く広報することにより来館者等への影響も極めて少ないものにとできると考えております。

資料の1枚目にお戻りください。「3 改正案」でございます。改正案は1から3ページに記載をしております。

2ページ、広島県立歴史民俗資料館管理運営規則の新旧対照表を御覧ください。第3条が休館日の改正となります。改正の後は月曜日を休館日とするが、月曜日が休日に当たるときは、その日後の平日を休館日とするとの規則改正となります。3ページ、歴史博物館管理運営規則の新旧対照表についても、同様の改正となります。

この施行期日は、平成30年4月1日といたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

中村委員： 改正の理由が2点書いてありまして、一つは、展示資料を休ませるということですが、何となく分かるような気もするのですが、きちんとした根拠といえますでしょうか、開館するのとしないのとでは、具体的に明らかな違いがあるのかという、科学的な何かがあるのでしょうかという質問が1点です。

それと、業務効率の向上ということですが、現状より一般利用者にとって見られなくなる日が増えるということではあると思います。理解はできるという気もするのですが、この4ページ目に書いてある勤務の状況を見ても、何といえますでしょうか、全員集まらないと困ることというのがどのぐらいあるのかなど。連絡の取り方といえますでしょうか、そういった工夫でクリアできる場所が多いのではないかなという気がいたしますが、この点はいかがでしょうか。

加藤文化財課長： まず、質問の最初にございました保存の観点でございますけれども、どうしても照明を当てたり、温度を上げたりすることによりまして、脆弱な資料に関しましては影響を受けます。絵画なんかでもそうなのですが、光を当てること、あるいは見ること自体で、例えば絵画でいいますと画材でありますとか、そういったものが剥げていくという科学的なデータは既に挙がっております。できるだけ暗くして、温湿度を保って安置しておくということが資料の保存にとってはベストだということはもう既に出ておりますので、ここで科学的な数値をお示しすることはちょっとできませんけれども、そういった観点で、休館に1日でもした方が、保存の観点では有利だと考えてございます。

それから、もう一つ、職員の業務効率のことですが、博物館、資料館はいずれも、特に総務課は2人体制でございます。これが、例えば土曜日に2人がそろって、次の土曜日まで2人がそろって時がないという状況になりますと、総務的な業務をする上で相談ということが一切できなくなります。引き継ぎとかそういったことは一方的にできますけれども、相談の必要なものというのは、例えば休日に電話をするとか、そういう形でないといけないということになりますので、できるだけそういう状況を減らしたいという思いでございます。また、会議等につきましても、全員がそろわないとできないような状況でございます。

さらに、資料館、博物館といえますのは、イベントとか出前授業とか講演会の講師などを依頼されることが多く、これ以外にも代休措置というのがかなり職員の中に増えて参ります。そうすると、ここで今お示したのは、全員がそういうのがない状態でこういう形ですので、現実には職員がそろわない状況がさらに多くございます。そうすると、本当に学芸にしても総務にしても全体にしても、会議もできない。ある程度、どうしても抜けた人間を置いたままで会議をして、その方向性を決めていくという形にならざるを得ないので、そこが非常に都合が悪いと考えております。私が勤務しておりました歴史民俗資料館でもそういったことが多々ありましたので、やはりこれは職員の健康管理の問題もありますけれども、業務効率の関係からも、はっきり1日は休館日を設けたいという思いでございます。

中村委員： 分かりました。ただ、展示資料の保存の関係につきましては、今の御説明をお聞きした感想としては、もう少し抜本的なといえますでしょうか、1日休みを増やしたぐらいで大丈夫かなという気がしましたので、通常の保存の仕方なのか、もっとしっかり休ませる

期間を作るのか、そういったところを考える必要があるのかなという気がいたします。意見でございます。

菅田委員： 改正理由で、業務効率の向上というのは非常に理解できるのですが、中村委員が言われたように、展示資料の保存環境の向上、これは資料を1日休ませればということですが、展示期間を短くすれば済むのではないかという話にもなりかねないので、本来の改正理由というのは業務効率で、付帯的なのが保存環境。それよりも、あとは施設の維持、メンテナンスのための休館日が週1日必要とか、そちらの方なら理解はできるのですが、保存環境の向上というのは、それは期間を短くすれば済むのではないかということにもなりかねないので、まず、改正理由の順番を考えられた方がよるしいのではないかなとは思っています。

加藤文化財課長： 保存に関しましては、展示期間を短くすればということなのですが、例えば週1回1日、あらかじめ決めた日を休館日にさせていただいて、それを広報した上で、例えば2か月なら2か月間の展示期間を設けるとする方法と、それから、1週間なら1週間をまとめて休ませて、1週間短くして展示期間を設けるとする方法と、当然両方とも考えられると思うのですが、トータルで考えたときに、展示会の目的とか、あるいは狙いとか、あるいはその期間でどのくらいの方にいろいろ見てほしいとかということはどうしてもあります。それで、どうしても2か月欲しいとかということもございまして、まとめて休んだら多少長くてもいいという話でもないので、できるだけ途中休みをさせながら、資料の状態を確認しながら、展示会を少しでも皆さんに見ていただきたいという工夫もしたいなという思いで保存環境の確保という言い方を先にさせていただきました。改めて、改正理由の順番を整理させていただきたいと思っております。

近藤委員： 今回、県立歴史民俗資料館と県立歴史博物館についてということなのですが、美術館はこちらに記載があったのですが、他の県立の博物館、自然科学系の博物館があるのかどうかということなのですが、そのような施設が仮にあるとすれば、そちらの方は現状どうなっているのか、休館日についてどうなっているのかということと、改正の検討をされているのかということをご教示ください。

加藤文化財課長： ここに名前が出ていない館で、広島県立歴史博物館の分館として頼山陽史跡資料館がございます。これは管理運営規則が一緒になってございますものから、あえてここで名前を出さなかったのですが、頼山陽史跡資料館も同じ管理運営規則で動いておりますので、この改正によって同じような休館日の設定になります。

それ以外の県立のこういった展示施設というのは特にございませぬので、そういうことで、この3館について改正をさせていただきたいと考えております。

志々田委員： 二つお聞きしたいのですが、一つは、祝日に対する代休を取ることが、これは県の職員の勤務として決まっているということかということか。自分の仕事を考えたときに、祝日の代休は多分私が今勤めている勤務形態の中にはないと思うので、そういうのが県の職員として決まっているのかどうかということ。

それからもう一つは、お休みした方がいろいろな形で良いというのなら、周知徹底が必要かと思っております。せっかく来ていただいたのに、「ああ、お休みだった」ということはよくないと思うので、どんな策を採るのか教えていただきたいと思います。

加藤文化財課長： 職員の祝日に関する決まりですが、職員の勤務時間の特例に関する訓令というのがございまして、歴史民俗資料館、博物館とも職員の勤務時間等に関する特例として、月曜日及び館長が職員ごとに指定する1週間につき1日を職員の週休日とするという規定がございます。月曜日が休館の場合はそういう形で、月曜日にお休みを皆が取ると。それから、それ以外の1日につきましては、館長が職員ごとに指定する1週間につき1日をとるということで、現状では、例えば日曜日の人と、それから火曜日の方に分けて職員が週休日を取っているということでございます。

下崎教育長： 教職員、教員の場合は、祝日に勤務を命じたときに、振休の取り方が違うのでしょうか。今のその辺との違いが分かるように説明をしてもらいたいということではないかと思っております。祝日のときに勤務を命じているわけなので、その代休をどうするのか、それが教育職員では違うようになっているのだと思っております。

加藤文化財課長： 月曜日が祝日法で休日に当たる場合は、館長は当該月曜日、要するに休館日である月曜日に替えて、月曜日に属する週のいずれかの曜日を週休日として職員ごとに指定することにも、併せてこの訓令の中になってございまして、それを準用しながら進めていくということになっております。

下崎教育長： 教員の場合と違うように動いているという理解でいいのですね。

志々田委員： 館独自のお休みの取り方の決まりの規程があるということで理解したらいいのですね。
加藤文化財課長： はい。
志々田委員： もう一つ、周知徹底はどんな方法でなされるのですか。
加藤文化財課長： 周知徹底につきましては、例えば、館の来年度のカレンダー、あるいはパンフレット等にも記載して周知をさせていただくと、それから館に張り出しを行う。それから、できましたら他の文化施設にもお送りして、特に福山の文化ゾーンの中で張り出しをしていただくとか、そういったことを考えてございます。
下崎教育長： そこはしっかり徹底をして、利用者に迷惑のかからないようにということでよろしくお願ひします。
細川委員： 非常にローカルな質問になるかと思うのですが、4ページの周辺文化施設のところを見ていただくと、①、②共によく平日休館となっています。福山市の場合も月曜日ということになっているのですが、どういう訳か三次市の二つの施設はそうっていないのですね。大体周遊して見られる方もいらっしゃる中で、三次の施設との打ち合わせみたいなものはあったのですか。
加藤文化財課長： 三次の施設と事前の打ち合わせはしてございません。現状でも、館が月曜日に休む場合も、奥田元宋・小由女美術館、辻村寿三郎人形館は水曜日ということで、ちょっとずれてございますので、そこは別に広報させていただくしかないかなと考えてございます。
下崎教育長： それは、今後連携を取っていくという動きはあるのですか。
加藤文化財課長： 三次市さんとの話し合いになります。事前に、三次市さんとはこういうことでまだ協議をしてございませんので、こちらはこういう改正をすることに関してお話をしたときに、三次市さんがどのように対応されるかということは、また今後のお話になろうかと思ひます。
細川委員： この三次の二つの施設も、恐らく来館をされる方は、あそこは水曜日が休みだということをお知らせであらうと思ひます。なかなか今から違う曜日を休みにするというのは非常に難しいかもしれないですけども、その辺のところは先ほど課長がおっしゃったように、周知の方でしっかり徹底していただいて、せっかく来られた方に休館だったというようなことのないように、手配だけはよろしくお願ひしたいと思ひます。
加藤文化財課長： その辺は抜かりがないように、できるだけ一生懸命やらせていただきたいと思います。
下崎教育長： ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願ひします。

(全 員 挙 手)

下崎教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 平成31年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 1，平成31年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について、福嶋教職員課長，説明をお願いします。
福嶋教職員課長： それでは、報告・協議 1によりまして、公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について報告をさせていただきます。
来年度実施いたします、平成31年度教員採用候補者選考試験につきましては、おおむね例年どおりの日程で考えています。別紙を御覧ください。
第1次選考試験につきましては、7月14日（土）に実施したいと考えております。受験者全体の約6割強が既卒者の方という実態がございますので、より多くの受験者の方が参加しやすいよう、今年度同様、来年度も土曜日の実施としたいと考えております。なお、これまでも優秀な人材を多く集めるために、広島市内の受験会場に加えまして福山会場を設けており、来年度も、福山市内の会場で受験できるよう調整を図っていると

ころでございます。

また、第1次合格発表を8月3日（金）に行い、第2次選考試験を8月17日（金）から19日（日）までの3日間、そして最終合格発表を9月28日（金）に行うこととしております。

現職教育を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考【教職経験者（英語）】につきましては、受験者が参加しやすく、新学期の開始に差し障りがないよう移動日を考慮いたしまして、土曜日の8月25日に実施をしたいと考えております。

なお、広報活動につきましても、今後内容等もしっかりと検討いたしまして、一層、受験者の確保に向けて取り組んで参ります。

選考試験内容等につきましては、引き続き人物評価を重視した選考となるよう検討中でございます。選考試験の内容、募集教科及び採用見込人員につきましては、今後の教育委員会会議で御報告をさせていただきます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いたします。

細川委員： 先ほど御説明いただいた中で、第1次選考試験の会場が広島市及び福山市とおっしゃったと思うのですが、中山間の学生が教員になりたいということを受けまして、いろいろな改革があったと思うのですが、来年度からというのは無理でしょうが、北部教育事務所もある中で、今後、県北地域の受験会場というのはいかがなのでしょうか。

福嶋教職員課長： 確かに委員のおっしゃるとおり、県北からも受験してくれる者はおります。現段階での、これは例えば採用試験の説明会の状況等を考えますと、三次会場でも行っておりますけれども、幾らか参加者は、東部、広島に比べると少ない状況がございます。ただ、県教育委員会といたしまして、中山間の教育を担っていただく教員の確保というのは重要な課題でございますので、将来的には応募いただく方々の実態等々、あるいは実施するためのスタッフの準備等々もございますので、総合的に検討しながら、その辺も考えていきたいと思っております。

志々田委員： やはり受験生を、今、どこの県も取り合いになるぐらい、良い人材はどこの県も欲しいと思っておりますので、結局日程が他のところとずつつながっているとしんどかったり、もしくは他の県と重なっていたりだとかといったような状況が、やはりこの日程を決めるときにはとても重要な要素かなと思うのですが、そういった他県の状況、他の県も今決めているところでしょうかけれども、例年でいくと被っているのか、被っていないのかというのはいかがなんでしょうか。

福嶋教職員課長： 確かに1次試験の試験日を重ねるか、ずらすかというのは、志願者の数に大きな影響を及ぼすと思っております。

来年度の状況で申しますと、岡山県と岡山市と香川県、ここが今、公表してございます。岡山県は本県よりも早く、7月7、8日という情報。それから、岡山市は1次試験が7月7、14、16日となっておりますので、1日ほど被っております。ただ、どの辺りの校種かというのはいちよつと詳細はまだ分かりません。香川県は7月14日スタートで、21、23日もございますが、これも1日被っております。ですから、おおむね中国地方は広島県と同様の日が多くございますが、本年度実施のもので申しますと、例えば、高知県が6月に実施をいたしました。正確な数字までは今ちよつと把握してございませんけれども、志願者そのものは相当伸びたというのは聞いてございます。ただし、その場合には、受験者は併願をかけて参りますので、2次試験の日程がまずは重複した場合にがくつと落ちてくる。さらに、名簿登載の発表後に辞退数がかかり出るといような声は、当該の県から聞いてございます。

そういったことも総合的に考えまして、やはり採用試験の中の、いわゆる能力実証をしっかりと見させてもらった方々が、しっかりととどまっていたりすることを考えれば、私どもの方とすれば、これまでどおりの日程が今の段階ではよろしいのではないかと考えてございます。

下崎教育長： ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。

下崎教育長： 続いて、報告・協議 2，平成29年度「授業の匠」認証者の決定について、福嶋教職員課長，説明をお願いします。

福嶋教職員課長： 平成29年度「授業の匠」認証者の決定について報告いたします。別紙を御覧ください。「授業の匠」は、広島県教育委員会が教科等の指導力が特に優れた教諭を「授業の匠」として認証することで、授業力の向上の意欲をなお一層高めるとともに、認証された教諭の優れた実践を広く県内に公開することによりまして、他の教諭の授業力向上に資することを目的としてございます。これは平成27年度に制度化をいたしまして、これまで30名の教諭が「授業の匠」として認証されており、今回が2度目の認証者の決定となります。

前回と同様、広島市を除きます公立小・中学校・義務教育学校・広島県尾道南高等学校及び県立学校に勤務する教諭のうち、教職経験年数10年以上の者で、教科等の指導において高い専門性に裏付けられた実践的指導力を発揮している者を対象といたしました。

平成29年3月から4月にかけてまして募集をいたしましたところ、42名の推薦をいただきました。その後、学習指導案の内容を審査する書類選考に合格した者につきまして、教科等の担当指導主事が実際の授業を見て授業の評価を行いました。最終的に、小学校11名、中学校1名、高等学校5名、特別支援学校2名、合計19名をこの度「授業の匠」に認証することといたしました。「授業の匠」に認証された教諭は、今後、広く授業を公開し、校外からの授業参観の要望に応じていき、他の教諭の授業力向上に資することを担い活躍していくこととなります。

具体的な氏名は、裏面に所属と教科と氏名を載せてございます。

今回認証された教員に対しましては、2月16日（金）に県庁におきまして認証式を行い、認証書と認証バッジを県教育委員会から授与いたします。この認証バッジは、「匠」という漢字が入っているものを、胸に付けるものでございます。これを授与させていただきますのと、認証書を教育委員会から授与いたします。

この「授業の匠」の認証につきましては、今後も実施をしていきまして、本県全体の教育力の向上に努めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いたします。

近藤委員： 平成27年度の創設で、今回で2度目ということですがけれども、「授業の匠」の制度が始まって、前回の認証から今までの効果というか反響というか、その辺りを教えてください。

福嶋教職員課長： 「学びの変革」を、正に県教育委員会としては進めている最中でございますので、この匠というのは、誰が見ても授業が素晴らしいという者を選んだものでございます。したがって、活用の一例ではございますけれども、例えば経験者研修の公開研、さらには、今後予定しておりますが、例えば教師養成塾の塾生の方に授業を見てもらう。そういったことも含めながら、県内のそれぞれのところで活躍をしていただく。対照的によく言われますのが、指導教諭という職の者がございます。指導教諭も当然、授業の質については優秀だと認めるものではございますけれども、その指導教諭は、給料表も上の方に位置付けてございますし、指導教諭の職として任命したものでございますから、その職務内容として他の教諭の指導も職務の中に義務付けてございます。匠は正にそういった授業の専門としての活躍の部分で、県内ではいろいろな面で期待をされているという状況です。

中村委員： 県内で19名だけ選ばれているこの「授業の匠」は、誇らしいことだと思いますし、モチベーションアップにもつながるだろうと思います。

ちょっと教えていただきましたかったのは、この「授業の匠」に選ばれる方の基準というか、レベルといいましょうか、正に「学びの変革」を進めていく中で、そういった点でも優れた授業をされている方だろうとは思いますが、10年以上のベテラン教諭ということだと思いますけれども、例えば、今日ありました教育奨励賞で表彰される教員もいらっしゃるじゃないですか。あるいは、先ほど言われた指導教諭という職もありますし、あるいは「学びの変革」を進めていく上でのリーダー役を務めている先生もいらっしゃるわけですが、この選ぶ基準とか位置付けというものが定まっているのかどうかといったようなこと。基準といいましょうか、選ばれるレベルというか位置付け、こういう

人が選ばれるんだなという、長とか他の役職とつながっている階層ではありませんから、必ずしもこうだということはないのかもしれませんが、選ぶ方も選ばれる方も何となくこの「授業の匠」に対する位置付けというのが、まだ2回目ですからこれからなのかもしれませんけれども、その辺りを教えていただけると。

福嶋教職員課長： 実は、「授業の匠」を平成27年度に認証する際も、その辺りは事務局内でもかなりいろいろ議論がございました。特に授業に特化をして、それを評価するということになりますと、一般的に基準、公表するようなものはなかなか難しゅうございます。しかしながら、授業についての評価をしていくポイントといいますか、視点は、やはり幾つかございますので、そういう指導主事が実際の授業を見て授業を評価するポイントについては、県教育委員会で統一したものを持ちまして、それを基にそれぞれの指導主事の方が、実際にその推薦された方の授業を見てきたというようなものでございます。したがって、その授業の評価を点数化して一定のもの以上、というのがあります。

じゃあ、そのラインはどこかということになりますと、数字ではなかなか申し上げられません、まず申し上げましたとおり、この方は県教育委員会が、授業について素晴らしい力を持っていると、周りの職員も誰もが思うような者を認証するというのでございますので、そのレベルはどちらかという、かなり厳しい目で見させていただいて、指導主事が見た後、その中でまた更に事務局内でも選考を重ねて選んだというような、なかなか説明が具体的なものでなくて恐縮なのですが、そういうことでございます。

菅田委員： 地域に偏りが若干あるような気がします。例えば三原とか大竹とかは全然なくて、竹原、庄原等は多いとかですね。これは何かあるのでしょうか。先ほどの基準と絡めての質問ですけれども。

福嶋教職員課長： まず、ベースにそれぞれの、例えば地域によって何かしらの差があるとか、そういう目では、私どもは見てございません。例えば中山間地域の職員であろうと南部の方の学校に所属しておる職員であろうと、まずは一定の私どもの方の目で、授業が素晴らしいかどうかというところで見させていただきますので、その選んだ結果が、結果としてはそういう地域のところでのバランスが偏ったということはあるかと思えます。

ただ、これは今後、継続してこういった認証を続けて参りますので、そういった認証者がいない、もしくは少ない市町からも、引き続き優秀な教員の推薦については、それぞれの市町の教育委員会に働きかけはしていきたいと思えます。

中村委員： 少し具体的にお聞きしますが、例えば教育奨励賞と、この「授業の匠」の認証者というのは重なってくるのか、こっちを受けた人がいずれ受けそうだなとか、何かそういう関連があるのかどうか。

福嶋教職員課長： まずは、これはいわゆる表彰という制度とは趣旨が異なってございますので、関連はございません。ただ、結果として匠に認証された者が、これから将来、教育奨励賞なり教育賞なりを受賞していく可能性は十分にあるかと思えます。

下崎教育長： 指導教諭との関係も似たところがあるのですか。

福嶋教職員課長： 実は、平成27年度に匠として認証した者の中から、指導教諭には現在2名なっております。

下崎教育長： 少し関係性が、そういうことで見えたかと思えます。

志々田委員： 地域の偏りの話ですけれども、私も気になっているのですが、もちろん審査員の中で、例えばどここの市町だからといって選んでいるとは思っていないのですが、恐らく推薦をしてくださる量、要はこの先生がいいですよとたくさんその市町から推薦が挙げれば、たくさん先生の審査の対象になるわけです。やはり各市町教育委員会、どこが推薦するのか、学校かもしれませんが、市町で「どんどん先生方を推薦しましょうよ」というところは数が当然増えてくるのではないかなと思うので、やはりそれぞれの市町の学校の先生方に、もっともっと、たくさん推薦してくれとは言えないですが、奮って良い先生については推薦をするようにということを、一律に情報を流すことが重要かなと思うので、是非良い先生がいたら、指導主事を取られてしまう、推薦したら連れて行かれてしまうかもしれない、うちの学校にいてもらえなくなるかもしれないと思って推薦しないと困るのですが、何かそういう奮って推薦するような、もうちょっといい機会がたくさんあるといいなと思えました。

福嶋教職員課長： 本日はいただきました貴重な御意見、特に県教育委員会の活動のところにつきましては、各教育事務所がでございますので、正にそこにおります指導主事は、それぞれ所管する市町の優秀な教員の情報もよく把握をしておりますので、しっかりとその辺りについては啓発の方についても進めて参りたいと思えます。

下崎教育長： ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 3 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 3，広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について、加藤文化財課長，説明をお願いします。

加藤文化財課長： 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が平成30年4月19日をもって満了いたしますため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明をいたします。別紙を御覧ください。
広島県銃砲刀剣類登録審査委員は、銃砲刀剣類所持取締法第14条第3項、銃砲刀剣類登録規則第2条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則に基づいて置かれているものでございます。

任務は、教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事することです。委員の定数は4名以内となっており、現任は4名です。委員の選考基準につきましては、選考基準欄の一番下でございますけれども、1及び2に掲げる基準によりまして選考することとしたいと考えてございます。

任期は、平成30年4月20日から平成32年4月19日までの2年間でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、御願いいたします。

細川委員： ちょっと教えていただきたいのですが、任務の中に古式銃砲、それから刀剣類という二つのジャンルが書いてありますが、この委員名簿では、火縄式銃砲等に関わっておられる先生方というのは、どなたということになるのですか。

加藤文化財課長： 今回の委員の中では、どなたが銃砲でどなたが刀剣という分けがなく、押しなべて皆さん、銃、それから刀剣、両方とも御経験をお持ちの先生方でございます。

細川委員： ということは、4名とも、この任務について遂行できますよという方々ということですか。

加藤文化財課長： お一人、久保委員につきましては、刀剣の製作者でございますから、主に刀剣類という得意分野がございまして、濃い薄いはございまして、基本的には押しなべて両方の鑑定がほぼできるということでございます。

志々田委員： こういう委員の先生方が、こういう活動をしてくださっているということをなかなか耳にすることも少ないので、大体この先生方が、年間どれぐらいこの活動に従事して下さったり、何回ぐらいお願いするようなことが去年1年間の間にあったのか、その回数や頻度を教えていただければと思います。

加藤文化財課長： 大体月に1回ですが、夏とかはお休みをする場合がございますので、年に10回程度、審査会を開いて、その審査会の方に出席をいただいております。

下崎教育長： ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 県立学校施設長寿命化方針（案）について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 4，県立学校施設長寿命化方針（案）について、江原施設課長，説明をお願いします。

江原施設課長： それでは、県立学校長寿命化方針（案）につきまして、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。この方針は、第1編の1の二つ目の丸にございまして、県立学校施設につきましては、施設の老朽化に伴う不具合が生じ、今後、これらの建て替えなどに多額の費用を要することが避けられない状況になっていることから、学校施設の長寿命化の方針を示すことを目的として策定をするものでございます。

2 ページをお願いいたします。対象としている施設につきましては、県が所有する学校施設とし、県立中学校 1 校、県立高等学校 82 校、県立特別支援学校 16 校としてございます。

3 ページをお願いいたします。4 (2) の県立学校施設の建築後の経過年数と改修状況についてでございます。下の図にございますように、この方針の対象とした全ての県立学校の建物のうち、建築後 25 年を経過している建物が約 8 割を占め、更にこのうち約 7 割は内外部改修工事が未だ実施されていないという状況にございます。このため、外壁のコンクリートの剥落や雨漏り、水道水への赤さびの混入など、安全面・機能面の不具合が生じているところでございます。

4 ページをお願いいたします。建物の老朽化状況についてでございます。昨年度来、全ての対象施設につきまして調査を行い、屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、給排水管など、それぞれの部位について、A、B、C、D の 4 段階で評価を行ったところでございます。この調査結果から明らかになった劣化状況の概要でございますが、下のグラフの屋根・屋上、5 ページの上のグラフの外壁、その次のグラフの内部仕上、いずれにつきましても、D の早急に対応すべきものや、C の広範囲に劣化しているものの分布につきまして、建築後 25 年経過した建物に多く見られるところでございます。

6 ページをお願いいたします。「第 2 編 これからの取組」についてでございます。

1 (1) にございますように、学校施設につきましては、これまでどおり建築後 50 年程度で建て替えをする場合には、今後十数年間で集中的に投資することが避けられない状況にございますことから、施設の長寿命化の手法を導入することとしてございます。

具体的には、目標使用年数を 75 年程度に延伸することとし、その中間の建築後 50 年程度で長寿命化改修工事を実施することにより、予算の平準化と長期的なコストの縮減を図ることとしたいと考えてございます。

7 ページをお願いします。長寿命化改修の基本的な進め方についてでございます。囲み部分でございますけれども、建築後 50 年程度経過した時点において、屋上防水改修、外壁改修、床・壁・天井などの内部の改修、給排水管などの設備の改修などを実施することに併せまして、教育環境の質的向上を図るために、例えば余裕教室を改修する際に、児童生徒が一堂に会してディスカッションすることを可能とする多目的ルームに改修するなど、「学びの変革」にも資する整備などを、一体的・効率的に進めて参りたいと考えております。

8 ページをお願いします。3 (1) アの、これまでどおり建築後 50 年程度で改修する場合のライフサイクルコストの試算でございます。今後 30 年間のライフサイクルコストは 1,594 億円必要となり、また、一斉に建て替え時期を迎えることなどから、今後 10 年間は、年間 50 億から 80 億円程度必要となるところでございます。

さらに、グラフの下に示してございますとおり、平成 30 年度以降、10 年間の平均で 61.3 億円、40 年度以降、10 年間の平均で 63.5 億円と、過去 5 年平均 33 億円の約 2 倍の規模になっているのに対し、50 年度以降、10 年間の平均では 34.6 億円と半減をしており、コストの平準化が不可欠な状況となっております。

9 ページをお願いします。長寿命化の手法を導入した場合の試算でございます。今後 30 年間のライフサイクルコストは、156 億円の圧縮が可能となり、また、今後 10 年間の年間コストにつきましても、40 億から 60 億円程度と年平均 12 億円程度の圧縮が可能となり、毎年度のコストにつきましても、平準化が図られているところでございます。

このため、長寿命化の手法を導入して老朽化対策を進めることとし、その実施に当たりましては、建築コストや需給の動向などにも注視しつつ、緊急性などを勘案し、必要に応じて実施時期の調整を図るほか、各種工事内容の精査や工法見直しなど、更なる経費節減に努めて参りたいと考えております。

10 ページをお願いいたします。参考として、児童生徒数の動向とその対応についてでございます。県立高等学校の生徒数は、ピーク時の平成 2 年度の 48.2% に減少している一方、県立特別支援学校の児童生徒数は、平成 2 年度の 138.8% に増加をしているところでございます。こうした傾向が今後も継続した場合には、高等学校の再編や特別支援学校の増改築などの対応が必要となり、今後、県立高等学校再編の方針などが整備された場合には、これに伴う影響額などを反映するなどの見直しをしながら、ライフサイクルコストの適正管理に努めて参りたいと考えてございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

- 細川委員： 2ページの「3 対象」の4行目、5行目辺りに、あるものについては対象とするが、あるものは対象外とすると、対象になるものとならないものがあるのですけれども、その理由は何ですか。
- 江原施設課長： この度の方針につきましては、県が所有する学校施設とさせていただいております、そのものを対象として、それ以外のものは対象としていないということでございます。
- 細川委員： ということは、県立学校敷地内に県有施設でないものも建てられているという理解でよろしいですか。
- 江原施設課長： お見込みのとおりでございます。
- 細川委員： 教育委員、皆さん、学校訪問等をいろいろさせていただく中で、ここに書いてあります、ベビーブームのときに建てられて、その規模で今現在も建っている学校がございます。例えば1学年2クラスとか1クラスの学校でも、従来7クラスとかあったような時代がありまして、ほとんどが空き教室になっているのですね。学校はそういう考え方をしないのかもしれませんが、私たちの周りでは、例えば固定資産税を減らすとか、耐震化をしたくないとか、そういう意味で減築をする人がいるのですね。学校というのはそういう考え方はせずに、あくまで耐震化を進めて、器を保存するというのでしょうか、ずっと保っていくというお考えなのですか。
- 江原施設課長： 委員御指摘のとおり、我々としては空き教室につきましては、多目的に使っていただく。学年を一堂に会して、そうした授業に活用していただくというような使い方をしてございまして、それで保っているという状況でございますが、場合によっては、長寿命化改修に併せまして減築をするといったような事例もございます。
- 近藤委員： 建物の老朽化状況について4ページ、5ページにグラフが載っているのですけれども、経年のところを見て、35年よりもっと経過しているところよりも、25年から34年ぐらいのところ、「早急に要対応」、「広範囲に劣化」という部分が多いかと思うのですけれども、これは、それより古い35年以上経過した部分についてはそれなりの補修を行っているためということなののでしょうか。
- 江原施設課長： 委員御指摘のとおり、35年を経過したものを中心に大規模改修をして、今、状態がよくなっているものもございまして。
- 近藤委員： 大規模改修というのは、つまりここで言うところの長寿命化の手法ではなくて、改築ということで対応してきたということになりますか。
- 江原施設課長： 改築は建て替えるということになりますが、長寿命化改修とほぼ同じような形で、部分的に壁を替えたりとかということをやります。
- 中村委員： 建て替えをせずに、なるべく長期間使っていきましようという考え方はよく分かるのですけれども、だんだん老朽化していく学校の建物、施設が、これを読んでいて、どう変わるのかというのがいま一つよく分かりにくいなと感じています。既に古くなっているものの改修のタイミングとか、内容とかがどう変わるのかですね。50年たたないと長寿命化改修、ここに書いてあるようなことをしないということではないだろうと思うのですが、今より我慢してもらおうということなのか、適宜やっていきますよ、そのことによってトータルのコストは下がりますよということなのか、その辺りはどんな計画なのでしょう。
- 江原施設課長： 御指摘にございましたとおり、従来であれば50年ぐらいのところ建て替えや改築をするということであったものを、長寿命化改修、これは元々我々、耐震化に取り組んで参りまして、平成27年度をもって完了をしたと。躯体はしっかりしたつくりになってございますので、そこで内外を替えて新築に近い形にしようというのが、この度の方針でございます。
- ただ、御指摘のあった不具合とかにつきましては、小規模改修をして随時直して参るということでございますので、この長寿命化改修に併せて原状回復を図るほか、先ほど申し上げましたとおり、「学びの変革」に資するような機能向上を図っていく、その時々合った形に変えていくということを考えております。
- 志々田委員： お金のかかる話なので、それは全部きれいに建て替えてもらうのが一番ベストなのですが、それをうまくどうやったらなだらかに順次やっていけるのかという計画を、これだけ綿密に立ててくださること自体がすごく大切なことだと思ってお聞きしていました。一方で、もう子供たちの日常の生活スタイルが随分変わってきて、例えばトイレであるだとかといったものも、洋式化にどうやって替えていくのかということもそうですし、それから空調についても、やはり今、どこの家にもクーラーがあるような家庭環境が多い中で、学校だけないというような、そういった、より生活のしやすさということ

を整えていくという観点も、もう一つ大事なことだと思うのです。子供たちが生活するところが、より環境が良いところでなければいけないと思いますし、そういうことを考えていくと、これはあくまでも建物自体と、安心・安全面というところなのですよね。そういう発想で立てた計画と、もう一つ、子供たちの学校生活の環境をより良くしたいという観点で計画を立てることも、どちらも大事なことはないかなと思うのですが、今、私が申し上げたような、生活ユーティリティを上げていくような、そういった計画というのは別途、広島県の中ではあったりするのでしょうか。

江原施設課長： 今、委員の御指摘にございました内容につきましては、例えばトイレの洋式化に関していえば、長寿命化改修の中で効率的に洋式化を図っていく取組を進めていくということとしてございます。ただ、空調につきましては、その時々のお要望なりを受けて、随時対応していくというところでございます。とりわけICT化等につきましては、来年度、計画を策定するという予定でございますので、来年度以降、その計画に沿って随時進めていくということを考えてございます。

志々田委員： ということは、この長寿命化という考え方の中に、生活のしやすさもアップしていくということが盛り込まれている、一緒の計画の中に盛り込まれていると理解すればいいということですね。

江原施設課長： 7ページを御覧いただければと思いますけれども、基本的な進め方として整理をする中で、例を挙げているのはいわゆる原状回復の部分なのですが、それに加えて、機能向上ということで、「学びの変革」に資する整備でありますとか、あるいは防災機能の強化についてということも忘れずやっていくということにしております。ただ、全部が全部ではございませんので、具体的に別に定めるものもございます。

志々田委員： 安心しました。ありがとうございます。

下崎教育長： いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席してください。

(14:04)

【非公開審議案件】

第1号議案 平成30年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

平成30年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 事務局職員人事について

東部教育事務所職員のわいせつな行為に係る人事措置（停職6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:00)